

「げん気 やる気 がまんの気」本気が出せる打上小

打上っ子だより

唐津市立打上小学校 児童数106名

No.8 令和6年1月12日(金)発行 文責 校長 和泉 秀浩

学校目標

「夢中になって躍動し
共に たくましく生きる
子どもの育成」



本年もよろしくお祈りします

3学期がスタートしました。この1週間、子どもたちの元気な姿にホッとしているところです。新年早々、石川県能登半島で大きな地震が発生しました。建物の崩壊、地震発生後1分もせず津波がおしよせた町もあり、地震の恐ろしさを痛感します。死者、安否不明者が多数出ており、2万人以上が避難所生活を今も続けておられます。学校も再開の目途が立っていない状況です。お亡くなりになった方々へは、冥福をお祈りいたします。

我々は幸いに3学期を迎えることができました。「当たり前」のことでしょうが、この「当たり前」に感謝して、教師と子どもたちが力を合わせて3学期を充実したものにしていきます。

そのような中、嬉しい知らせもあります。大谷翔平選手からグローブが届きました。右利き用2つ、左利き用1つです。これを見せた瞬間の子どもたちの笑顔が目に焼き付いています。早速、6年生から順に1週間ずつ手に取って、キャッチボールを楽しむようにしています。

大谷翔平選手のように、形は違えども、子どもたちの成長を見守り、将来を後押ししようとしてされている人々が世の中にはたくさんいます。そのことに感謝をし、本気を出して取り組み、自ら成長していくようにと始業式で話をしました。



1月18日(木)の授業参観におこしの際には、グローブを本校1階玄関ロビーに展示しておきますので、手に取られてみてください。

3学期も本校教育活動へのご支援ご協力をお願いいたします。

「しつけ」について考えてみましょう

知っておいてもらいたいこと2点

「しつけ」は家庭によって様々です。打上小の子どもたち全体を見ると、行き届いていると感心します。子どもたちに愛情をもって接しておられる保護者の皆様、地域の方々に支えられている学校であると思っております。

そのような中で、保護者の方々に家庭でしかできない2点について、お知らせします。

【①ネット依存をなくすために】児童期は依存症率が高くなります

学校は一人1台タブレットを持たせていることもあり、情報セキュリティの指導は行っています。以前も示した通り、平成20年「青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境整備等に関する法律」施行されています。この法律の第6条には、「保護者の責務」が示されています。法律上、未成年の間のネット等でのトラブルは、保護者の責任となっています。

しかし、トラブルは後を絶ちません。スマホはとても便利であり、通信型ゲームも含めて、安全に使ってほしいと願っています。

打上小全てがというわけではないのですが、子どもの使用時間が長くなっているようです。「やめなさい」と言っても言うことを聞かないという声も入っています。

子どもの主体性に任せていると言われる方もいます。しかし、この児童期は、その判断がつかないので教えていかなければなりません。そして、この児童期にほったらかしにしておくと、依存症になる率が高く、もし、問題が発生した時に機器を取り上げると、子どもたちは素直に聞けず、親への暴力など別の問題へ発展します。

スマホや携帯電話、ゲーム機は、親の物だという観点からみますと、毅然とした態度で、ルール作りを行うことが、子どもを守ることになり、将来の子どもの生活を豊かにします。再度家庭のルールを子どもたちと確認し合う時間を設けてもらいたいと思います。

子どもたちが通信できる機器を使う時に覚えておいてほしいこと・・・

- ① おうちの人や友達とルールを作り、上手に使っていきましょう。(時間・内容・使用場所)
- ② 人を傷つけたり、迷惑をかける道具として使わないようにしましょう。
- ③ 困ったときは、すぐにおうちの人や学校の先生に相談しましょう。

昨今、約束はしているものの、親に見つからないように布団の中にまで持って行って夜遅くまで使用している子どももいるようです。

ここで、①にある時間・内容・使用場所に、「充電の場所」を加えてください。「充電の場所」は、自分の部屋ではなく、家族が集まる場所に設定すると効果があります。使用状況が分かりますし、充電中は触ることができません。

子どもたちの将来のために、ネット依存症になることを防いでいきましょう。

【②児童虐待防止法】・・・愛情があっても体罰によらないしつけを

子どもへの「しつけ」を名目とした虐待があとを絶たないことから、親の体罰禁止が盛り込まれた改正児童虐待防止法が2020年4月から施行されています。

このような状況から、「児童虐待防止法」第6条に基づき、教育関係機関は、以下の4点に該当する疑いがある場合は、保護者への連絡なしに関係機関へ通告する義務があります。親がしつけの一環と思っているにもかかわらず、叩く・蹴る等の行為を子どもが訴えてきた場合は、児童虐待の恐れがあると判断します。また、通告については、通行人及び近隣住民の場合があります。この場合、警察へ連絡後、警察からの通告となる 경우가多くあります。

打上小では、このようなことがないことを願っておりますので、注意喚起のためお知らせします。ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

「児童虐待」とは、保護者が児童に対して行う次の行為である。(児童虐待防止法第2条)

- ① 身体的虐待…身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ② 性的虐待 …わいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
- ③ ネグレクト…心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置など、監護を著しく怠ること。
- ④ 心理的虐待…ことばによる脅し、脅迫、無視、拒否的な態度、配偶者に対する暴力など、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(※ 子どもの前での夫婦げんか(面前DV)もこれにあたる場合があります。)

令和6年1月の主な行事予定

15日(月)	集金日
17日(水)	3年生クラブ活動見学
18日(木)	授業参観 児童集会
24日(水)	代表委員会
25日(木)	なかよしアンケート スクールカウンセラー来校(午後)
26日(金)	なわとび大会(5時間目)
30日(火)	6年薬物乱用防止教室
31日(水)	委員会活動(新旧入れ替え)

令和6年2月の主な行事予定

1日(木)	全校集会
6日(火)	入学説明会
14日(水)	集金日
22日(木)	なかよしアンケート
27日(火)	6年生ありがとう集会 6年学級懇談会 地区評議員会
28日(水)	世界ピンクシャッター 地区児童会
29日(木)	全校集会

※変更になる場合があります。ご了承ください。

※歩いて登校60人【水曜日は心を一つに】 4日達成(4/19 10/25 11/1 11/29)